

令和5年 第6回須賀川市農業委員会総会議事録

令和5年6回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和5年6月7日（水）
- 2 招集通知日 令和5年6月7日（水）
- 3 招集日時 令和5年6月20日（火）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

- 6 欠席農業委員 0名
- 7 出席を要請した農地利用最適化推進委員 7名

担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名	担当地域名	氏名
小塩江	橋本 孝一	小塩江	相樂 利晴	仁井田	影山 孝	大東	関根 隆二
大東	関根 久之	長沼	内山 哲夫	岩瀬	渡邊 聖一		

- 8 欠席農地利用最適化推進委員 0名
- 9 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	岡田 充生
	農政係 長	早尾 重美
	農地係 長	有我 宏和
	主 査	武内 義則
経済環境部農政課	主 事	増田 啓介

10 議 案

議案第25号 農用地利用集積計画について

議案第26号 農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について

議案第 27 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 28 号 現況確認証明申請の適否決定について

議案第 29 号 遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について

議案第 30 号 令和 6 年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書（案）について

議案第 31 号 令和 4 年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

報告第 19 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 20 号 農業経営改善計画認定申請書に関する意見書について

11 その他

12 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

13 挨拶 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。

議事録署名委員には、議席番号 16 番 横川良雄 農業委員と 17 番 矢吹正則 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 2 時 2 4 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和5年6月21日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別紙> 審議内容

令和5年 第6回総会

令和5年6月20日(火)

議長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第25号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 概略説明。農政課 増田主事 説明。

議長 只今、説明がありました第71号から第76号について、質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第25号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第25号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

次に、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 早尾係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第43号について、橋本推進委員よろしく申し上げます。

橋本推進委員 受理番号第43号について説明申し上げます。

吉田かつ子農業委員と現地調査をしたので説明致します。

譲受人は自作地を広くしたい理由から譲渡人から長年借りていた土地を譲り受けることとしました。

譲渡人に相続人はいないことから、これまでの感謝の意を込めて無償で譲り渡すということを決めており許可上特段問題は無いと思われませんが農業委員のご審議、よろしくお願い致します。

議長 続いて、受理番号第44号と45号を関根推進委員お願いいたします。

関根推進委員 受理番号第44号と45号は譲受人が一緒なので併せてご説明申し上げます。

す。

6月14日に、農業委員と私の2名で譲受人の説明を受けてまいりました。

譲受人が当該農地の近くに宅地を購入した際に、譲渡人から耕作が不便で不作地なので購入してほしいとの希望により購入するものです。

譲受人は新規就農者で今後も農業を続けていく意思も強いことから問題はないと思われまますので、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

(質疑等なし)

議長 続いて、46号を影山推進委員お願いいたします。

影山推進委員 受理番号第46号についてご説明申し上げます。

6月15日、農業委員と私の2名で譲受人の説明を受けてまいりました。

譲渡人は会社員で不作地である申請地の買い手を探していたところ、その話を聞いた譲受人と合意にいたった。譲受人は水稻を中心とした農家で、申請地は自宅の近くに位置しており利便性も考慮して購入した。価格も双方合意のもとに決定されたもので問題ないと思われまますので、委員の皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議長 それではお諮りいたします。

議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第26号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。受理番号第13号と14号を関根推進委員お願いいたします。

関根推進委員 受理番号第13号と14号について説明申し上げます。

6月17日、熊谷農業委員、関根要一農業員と私の3人で譲渡人の説明を受けました。

申請土地は長年不耕作で荒れ果てており、何とかしたいと思っていたところに、譲り受人との間で太陽光発電施設の話あり、今回申請に至った。

草刈には除草剤は使わず機械で行うので他の農地に影響は少ないと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続いて、受理番号 15 号と 16 号を相楽推進委員お願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第 15 号と 16 号について説明申し上げます。

6 月 17 日に安藤農業委員、吉田農業委員と私で現地にて調査確認しました。申請地は非耕地であり、太陽光発電施設を設置にあたっては農地の集団性を阻害するものではなく、雑草の駆除については除草剤を使用せず、草刈作業を行うため付近の農地に影響はないものと考えます。

また、価格についてはお互いの合意により決定したもので妥当と思われるが、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 最後に、17 号を内山推進委員お願いいたします。

内山推進委員 受理番号 17 号についてご説明申し上げます。

6 月 16 日に農業委員 3 名と私で現地にて聞き取り調査を行いました。

この土地は昨年 3 月に譲渡人の母から所有権を移転した畑になっております。今回隣の宅地に障がい者支援施設を建設する予定になっております。職員送迎者の駐車場として使用するめに賃借権 20 年を設定し今回の申請となりました。農地の集団性を阻害するものではなく、地区住民への説明も終わっており、特に駐車場としての問題はないと思われますので、委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 28 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 有我係長 説明。

議長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 5 号を関根推進委員お願いいたします。

関根推進委員 内容について先ほど事務局から説明があったとおりです。

委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 28 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め議案第 28 号「現況確認証明申請の適否決定について」議決し許可することといたします。

次に議案第 29 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 武内主査 説明。

議長 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 29 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」原案どおり承認する委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 長 異議なしと認め、議案第 29 号「遊休農地に係る非農地証明申請の適否決定について」は承認といたします。

次に、議案第 30 号「令和 6 年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 早尾係長 説明。

議長 長 只今の議案に対しては 6 月 5 日に開催いたしました農政委員会において議論がなされておりますので、農政委員長から経緯等についての説明をお願いします。

松川農業委員 只今事務局から事務局から説明があった案について審議した結果、農政委

員会全員一致で承認をいたしました。委員の皆様には報告するとともにご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第30号「令和6年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書(案)について」異議のない委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第30号「令和6年度農業施策に関する意見の提出等の検討結果報告書(案)について」は原案のとおり議決し決定することといたします。

次に、議案第31号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」を議題といたします。事務局の説明を求めます

事務局 武内主査 説明

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議長 それでは、お諮りいたします。

議案第31号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第31号「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について」は原案のとおり議決し、決定することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第18号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」11件です。

報告第19号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」2件です。

報告第20号「農業経営改善計画認定申請書に関する意見書について」1件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

その他、皆さんから何かございませんか。

事務局 第7回農業委員会総会の開催について早尾係長が説明した。

農政課 地域計画説明会の開催について島田係長が説明した

議 長 他になければ、これにて令和5年第6回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。